

京都市告示第 200 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 7 月 24 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類            市 道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科大宅経15 号線	山科区大宅御所田町2番地の24地先から	旧	メートル 28.80	メートル 3.41 ~ 4.00
	同区大宅五反畑町68番地の2地先まで	新	28.80	3.41 ~ 4.00

(建設局土木管理部道路明示課)